

北海道立文書館条例

昭和60年4月1日条例第6号
改正 令和元年10月16日条例第24号

(設置)

第1条 北海道の歴史に関する文書、記録その他の資料（以下「文書等」という。）を収集し、管理するとともに、これらの活用を図るため、北海道立文書館（以下「文書館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
北海道立文書館	江 別 市

(事業)

第3条 文書館は、次の事業を行う。

- (1) 文書等を収集し、整理し、及び保存すること。
- (2) 収集した文書等を利用に供すること。
- (3) 文書等に関する専門的な調査研究を行うこと。
- (4) 文書等の目録及び文書等に関する研究紀要等を作成し、及び配布すること。
- (5) 文書等を展示し、及び文書等に関する講習会、研究会等を開催すること。
- (6) 文書等に関する情報を収集し、及びその情報を提供すること。
- (7) その他設置の目的を達成するために必要な事業

(規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、文書館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年7月15日から施行する。

附 則（令和元年10月16日条例第24号）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日前においても、北海道立文書館の移転に関し必要な手続その他の準備行為をすることができる。